

令和5年11月 日

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

子どもの安全安心対策事業の所要額調査(追加協議)について

日頃より、障害福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。

子どもの安全安心対策事業について、追加協議分の所要額を把握するため、実施する事業及び所要額の調査を行います。下記のとおり、調査票の提出をお願いいたします。

1 調査対象

本市内の障害児通所支援事業所

※前回所要額調査の回答期限（令和5年6月11日）内にご回答いただいたものにつきましては、回答不要です。

2 回答方法

下記QRコード又はURLより回答フォームにて回答してください。



URL : 『<https://logoform.jp/form/mX9C/416731>』

※事業所ごとに回答してください。

※回答にあたり、別紙の基準等及びガイドラインをご確認ください。

※インターネット環境がないなどの事情により上記フォームからの提出ができない場合は、事前に電話にてお申し出ください。

※回答を受け付けると、受付完了メールが送信されますので、受付完了メールを受信したことを必ずご確認ください

### 3 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる(1)～(3)の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行います。

#### (1) 送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

#### (2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業（※児童発達支援事業所のみ）

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

#### (3) 登園管理システム（※児童発達支援事業所のみ）

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

### 4 補助基準額、対象経費及び補助率（予定）

|                     | ①基準額                                                     | ②対象経費                                                                      | ③補助率 |
|---------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 送迎用バスの改修支援事業    | 1台あたり175,000円を上限とした実費に対する定額補助                            | 子ども安全安心対策事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用 | 定額   |
| (2) ICTを活用した見守り支援事業 | 1事業所あたり200,000円                                          |                                                                            | 3/5  |
| (3) 登降園管理システム支援事業   | 端末購入を行わない場合、1事業所あたり200,000円<br>端末購入を行う場合、1事業所あたり700,000円 |                                                                            | 3/5  |

※①基準額と②対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額((2)・(3)については、その額に③に定める補助率を乗じて得た額)とします。

### 5 回答期限

令和5年12月3日（日）

※提出期限を超過した場合、本事業の補助対象としませんので、回答漏れ等がないよう十分に注意してください。

#### 【お問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

担当：伊藤、小柳、平賀

電話：052-972-3187 F A X：052-972-4438

電子メールアドレス：[a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(別紙)

※1 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」  
(平成二十四年厚生労働省令第十五号) (抄)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十条の三

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

※2 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日) より

第三 留意事項

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの策を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

※3 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579452.pdf>)